#### 

		- I	I
地区 (ちく) センター	運営(うんえい)	連絡先(れんらくさき)	担当地域 (たんとうちいき)
甲府地区地域福祉 権利擁護センター	甲府市 いきかいなく しまえ ぎかい 社会福祉協議会	〒 400-0858 こう み し あいおい 甲府市相生 2-17-1 <b>☎</b> (055)225-2119	甲府市
al to the left of the state is to the state is to the state is to the state is th	る じょしだ し 富士吉田市 しゃかいふく し きょうぎ かい 社会福祉協議会	〒 403-0004 富兰吉苗市下吉苗 4-2-15 ☎ (0555)23-8105	まじょしだ し にしからきょう ましの むら 富士吉田市、西桂町、忍野村 やまなか こ むら 山中湖村
都留・道志地区地域福祉 権利擁護センター	っるし 都留市 いゃかいふくし まおで かい 社会福祉協議会	〒 402-0051 都館市下谷 2516-1 <b>☎</b> (0554)46-5115	っるし どうしむら 都留市、道志村
山梨市地域福祉 佐りまする 権利擁護センター	世報 山梨市 Lyphusas Life f phu 社会福祉協議会	〒 405-0006 山梨市小原西 843-4 ☎ (0553)22-8755	やまなしし 山梨市
大月・丹波山地区地域福祉 たりょうこ 権利擁護センター	大月市 大月市 tentuacy to fight fine 社会福祉協議会	〒 401-0015 た月市大月町花咲 10 <b>☎</b> (0554)23-2001	ままつき し た ぱゃまむら 大月市、丹波山村
正崎地区地域福祉 歴史 は できる で 権利擁護センター	is e t t t t t t t t t t t t t t t t t t	〒 407-0037 〒 407-0037 韮崎市大草町若尾 1680 ☎ (0551)22-6944	<sup>にらさき し</sup> 韮崎市
映西地区地域福祉 始り経済 権利擁護センター	南アルプス市 be provided to a set of the control of th	〒 400-0332 南アルプス市鏡中條 1642-2 <b>☎</b> (055)283-8722	*** 南アルプス市
#	# くと し 北杜市 しゃかいふく し まょう ぎ かい 社会福祉協議会	〒 408-0011 『〈 と し たか ね 54-3400 ね しんまち 北杜市高根町箕輪新町 50 ☎ (0551)46-1005	北杜市
甲斐市地域福祉 姓の東京 権利擁護センター	がいた。 したがいなくし、おうぎがい 社会福祉協議会	〒 400-0123 中斐市島上条 3163 ☎ (055)277-1122	サ斐市
笛吹地区地域福祉 姫 り 幸幸 幸 を 権利擁護センター	第一次市 しまいます かい 社会福祉協議会	〒 406-0822 <sup>みえるま</sup> しゃっしるちょうゆも 笛吹市八代町南 917 <b>☎</b> (055)265-5182	<sup>あえるき</sup> し 笛吹市
5えのはら、こまげまくまいまなくし 上野原・小菅地区地域福祉 <sup>けんりようこ</sup> 権利擁護センター	上野原市 レキがいふく し まょう ぎ かい 社会福祉協議会	〒 409-0112 ラス ๑ は5 レ ラス ๑ は5 上野原市上野原 3163 ☎ (0554)63-0002	うえのはらし こすげむら 上野原市、小菅村
甲州市地域福祉 姓の まままで 権利擁護センター	甲州市 にないなくしまえぎかい 社会福祉協議会	〒 404-0042 ミラショラ しょんぎんかま ま 〒 甲州市塩山上於曽 977-5 ☎ (0553)34-8195	とうしゅう し 甲州市
中央・昭和地区地域福祉 株別権護センター	中央市	〒 409-3821 <sup>まゅうおう し しも か とう</sup> 中央市下河東 620 <b>☎</b> (055)274-0294	<sup>503おうし しょう ち 545</sup> 中央市、昭和町
市川三郷地区地域福祉 時によることを 権利擁護センター	いちかわみまとちょう 市川三郷町 しゃかいふくしまいますかい 社会福祉協議会	〒 409-3601 いちから みょとちょういちからだいもん 市川三郷町市川大門 416 ☎ (055)272-4179	市川三郷町
身延・草州・南部地区 たいまたしい。 地域福祉権利擁護センター	身延町 り延町 しゃかいふくし まお ぎかい 社会福祉協議会	〒 409-2523 第20年 2 年 1 年 1 日 第20年 2 年 1 日 第20年 2 日 第	みのぶちょう はやかわちょう なんぶ ちょう 身延町、早川町、南部町
富士川地区地域福祉 ロップ・ション をいまることでは、1000年には、1000年には、1000年には、	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	〒 400-0505 富士川町長澤 1942-1 <b>②</b> (0556)22-8911	ふ じ かわ5ょう 富士川町
phote c	み じかわぐち こまち 富士河口湖町 レャかいふく し きょう ぎ かい 社会福祉協議会	〒 401-0302 富士河口湖町小立 2487 <b>☎</b> (0555)72-1430	ふしからくちこまち なるさわむら 富士河口湖町、鳴沢村

しゃかいふく しほうじん やまなしけんしゃかいふく しきょうぎ かい 社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 ちいきふく しけんりょうご 地域福祉権利擁護センター

〒400-0005 甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 4 階 TEL (055)254-1820 FAX (055)254-8614 令和 5 年 5 月発行



最近物流れがひどくなったな、などと感じることがありますか?

住みなれた地域で安心して生活を送れるよう、あなたの生活やお金を守るなどのお手伝いをします。

# こんな不安にお応えします

介護保険サービスや福祉サービスの 利用手続きがわかりません 支払いや預金の出 し入れに自信があ りません

福祉サービスの 利用援助 日常的金銭管理サービス



通帳や印鑑・年金証書を なくしてしまいます

書類等の預かり サービス

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

# 障害のある方やご高齢の方が安心して暮らせるように

# お手信いたします

# ●ご利用できる方

やまなしけんない ざいたく しせつ にゅういんせいかつ にん ち しょうこうれいしゃ ち てきしょうがい 山梨県内に在宅、施設あるいは入院生活をされている認知症高齢者、知的障害 ビスを利用することや金銭管理がうまくできない方。ただし、本事業の契約内容が 理解できる方に限ります。

はんだんのうりょく か はんだんのうりょく かた せいねんこうけんせい ど なお、判断能力を欠いているため本事業の契約ができない方は、成年後見制度の りょう けんとう 利用を検討します。

#### えんじょないよう

#### ●援助内容について

### ★福祉サービスの利用援助として

- ・福祉サービスの利用支援 (制度の説明、手続きの援助、申込みの同行)
- にちじょうせいかつ ひつよう じ む てつづ えんじょ じゅうみんひょう とどけで ぎょうせい てつづ ちんたいしゃく しょう ひ けいやく 日常生活に必要な事務手続き援助(住民票の届出などの行政手続き、賃貸借・消費契約)
- でいきでき ほうもん そうだん ・定期的な訪問や相談など

## ★日常的金銭管理サービスとして

- ・一定額の預貯金の出し入れ、福祉サービス利用料金や公共料金などの支払い
- ・日用品の代金の支払い、治療費の支払いなど

#### しょるいとう あず ★書類等の預かりサービスとして

・ 通帳や印鑑の保管、権利書、年金証書などの書類の保管

援助開始までの流域の

利用者

援助者



相き **談**だん









ま門員が対応









#### りょうりょうきんひょう **利田料金表** (利用料金には、消費税が含まれます)

	1111世代 (特別の日本には、別員がの日本には 9)		
-	まくし 福祉サービス利用援助・ にもじょうてききんせんかんり 日常的金銭管理サービス	1時間以内 1,000円 1時間を超えた場合、 15分ごとに250円を加算	
	<sup>えんじょ</sup> たい こうつう ひ 援助に対する交通費	<b>1km 当たり20</b> 克 ※1km 余満は切り捨て	
	しょるいとうあず <b>書類等預かりサービス</b> ほ かんりょう <b>(保管料)</b>	けつがく 月額300円 ***********************************	

#### り ようほうほう けいやく ●利用方法と契約について

そうだん しょんけいかく さくせい むりょう 相談や支援計画の作成は無料です。

は**有料です** (停止中を除く生活保護世

りょうけいゃく こ せいかつ しえんいん えんじょ 利用契約後、生活支援員による援助

●利用料などについて

りょうりょう

たい むりょう 帯は無料です)。

利用を希望される方は、お住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください。 ご本人との面談や調査などを行い、ご本人の生活状況について確認します。

専門員が、ご本人の希望や生活状況に応じた支援計画を作成し、ご本人がその計画に よる援助を希望したときは、利用契約を結びます。

契約は、ご本人と社会福祉協議会が行います。契約内容の確認が必要な場合は、山梨 けんしゃかいふく しきょうぎ かい せっち けいやくていけつしん さ かい しん さ はこな 県社会福祉協議会に設置されている「契約締結審査会」で審査を行います。

